

令和4年度後期分 授業料の免除等について

目次

1. 申請における注意事項
2. 授業料免除及び徴収猶予の申請について
 - （1）授業料免除
 - （2）授業料徴収猶予

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

《授業料免除等出願者の個人情報について》

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

☆柏原キャンパス所属の学生

学生支援課奨学厚生係 072-978-3305

（取扱時間 平日9時～12時、13時～17時）

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

☆天王寺キャンパス所属の学生

天王寺地区総務課学務係 06-6775-6605

（取扱時間 平日13時～21時30分）

Mail rnjtg@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

◆受付期間に帰国中で本人持参ができない場合は、事前にご相談ください。

※規程改正等によるこの冊子の内容の変更内容は学内掲示やポータルサイトでお知らせします。

1. 申請における注意事項

• 授業料免除の申請及び選考について

授業料免除は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。

(前期分授業料免除の申請及び結果は、後期分授業料の免除等の申請・結果に反映しません。)

• 選考とその結果について

後期分授業料免除を申請した後、選考の上、納付すべき授業料の全額が免除されます。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。

そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

選考方法は下記のとおりです。

成績が優秀な者(学力評価点が高い者)から順に全額免除(1回生2名, 2回生2名)

• 授業料免除・徴収猶予の選考結果の郵送について

申請者全員に、12月下旬～1月上旬に本人あてに郵送する予定です。

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむをえない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認めて、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

この再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出してくる申請者がいるため、再提出期限を厳格化することとなりました。このことにより、無断で再提出期限を守らない者については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。
2. 再提出期限以降の書類の不提出に関して、担当部署から督促・連絡は行いません。

※再提出期限までに提出できない相当の理由がある場合は、再提出期限前に担当部署に連絡・相談してください。

※「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不足書類のないように提出してください。

2. 授業料免除及び徴収猶予の申請について

(1) 授業料免除

1 免除対象者

経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者（下記の「2 学力評価基準」参照）

2 学力評価基準

下記は令和4年度後期申請分の基準です。

学力評価基準を下回る場合は、審査の対象となりません。

次表の修得単位数及び学力評価点以上の者を審査対象者とします。

（注）修得単位数とは令和4年9月末までの修得単位数

回 生	修得単位数	学力評価点
学 部 1	15	21.0
学 部 1 (夜間)	11	
学 部 2	45	
学 部 2 (夜間)	33	

●学力評価点の算定方法

令和4年9月末までの成績を基に、次の算式により得た数値（小数点第2位を四捨五入）

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総 修 得 単 位 数}} \times 10$$

学力評価点が20.95点以上 → 適格, 学力評価点が20.95点未満 → 不適格 となります。

※なお、開講授業科目のうち、通年科目が1/3を超える専攻のみ、上記の学力評価基準を満たすことがない場合は、学生支援課奨学厚生係へ相談してください。

3 受付方法

◆ 申請書受付期間等

申請については原則、申請書類を「持参」することとします。

令和4年9月1日(木)～ 10月12日(水) 9:00～ 16:00

受付会場 学生支援課窓口(柏原キャンパス事務局棟3階)(※ 天王寺キャンパスでの受付はありません。)

やむを得ない事情により、受付期間中に入国ができず、持参できない場合は、件名に「学籍番号」・「氏名」と「後期授業料免除申請について」と記載し、本文に窓口に書類を持参できない理由を記載し、【10月6日(木)】までに以下メールアドレスにご連絡ください。

Email:syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

【提出についての注意事項】

☆申請にあたっては、極力、申請書類及び証明書等の提出書類に不備が無いようにしておいてください。不備がある場合は期日を指定して補正を行っていただきます。

☆申請書及び証明書類に記載された事項(所得の種類、扶養人数など)について、申請者自身が説明できるようにご準備ください。

☆受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。

収入に関する書類などが間に合わない場合は、「4 提出書類」の内、

- ①令和4年度後期分授業料免除願(私費外国人留学生用)(様式1)、
- ②家庭状況調書(様式2)
- ①・②以外で提出できる書類

を提出してください。(期日を指定して補正を行っていただきます。)

4 提出書類

(1) 本人のみで独立して生計を立てている場合(同居家族が日本にいない場合)

① 令和4年度後期分授業料免除願(私費外国人留学生用)(様式1)	
② 家庭状況調書(様式2)	
③ 授業料免除申請書類チェックリスト(様式8)	・提出しなければならない書類は「該当」の欄に、不足している書類は「不足」欄に✓してください。
④令和4年度所得・課税証明書又は非課税証明書(市区町村発行)	・所得が0円でも発行されます。 ・2021年1月以降に入国した場合は、所得証明書が発行されません。入国年月日を4(1)①の様式1の用紙に記入してください。
⑤ 「住民票」	市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記したもの
⑥ 資格外活動許可書のコピー	パスポートの当該箇所のコピーでも構いません。

(2) 日本で同居する家族がいる場合(生計を一にする家族が日本にいる場合)

(1)の①～⑥のうち該当する書類すべてと下記の⑦～⑧の書類

⑦「住民票」市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記したもの	配偶者等世帯全員分
⑧ 令和4年度所得・課税証明書又は非課税証明書(市区町村発行)	配偶者等世帯全員分

5 その他

授業料免除申請者(申請書類を受理された者)については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予します。

(2) 授業料徴収猶予の申請について

経済的理由により納付期限（後期分2月）までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対し、本人の申請に基づき選考の上、授業料の徴収猶予（納付期限延長）を認める制度です。

ただし、学力評価基準（P2 「2. 学力基準」参照）を理由として授業料免除結果が不許可となった場合は、徴収猶予もあわせて不許可となりますので、授業料納付の準備を行っておいてください。

1 提出書類

●授業料免除申請と同時に行う場合

「令和4年度後期分授業料免除願」（様式1）の最下段『徴収猶予を希望します』を○で囲んでください。

●授業料の徴収猶予のみを申請する場合

「令和4年度後期分徴収猶予願」（様式11）・家庭状況調書（様式12）及び

P3「4 提出書類」に記載の①～⑧（⑦～⑧は該当者のみ）

を提出してください。

2 受付期間

授業料免除申請と同時期（P3「3 受付方法」参照）

3 猶予期限

猶予を許可された場合、令和5年2月末日まで後期分授業料の納付が猶予されます。

4 徴収猶予の可否

郵送により、本人あてに通知します。（授業料免除申請と同時にいった方は授業料免除結果と同時に通知します。）